

多機能トイレ整備及びトイレ改修工事（洋式化） 工事仕様書

本工事は千葉都市モノレール千葉駅の既存車いす用トイレを多機能トイレへと改修し、既存旅客用トイレの便器を洋式化するものである。

1. 適用範囲

この仕様書は、多機能トイレ整備及びトイレ改修工事（洋式化）に適用する。

2. 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、次の各号に掲げる基準等を適用する。

（ア）建築工事

- ・ 公共建築工事標準仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・ 建築改修工事管理指針（上下巻）（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・ 建築工事管理指針（上下巻）（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・ 建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
- ・ 建陸設計基準及び同解説（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・ 工事写真の撮り方 建築編
- ・ 千葉都市モノレール関連基準集

※設計図書等に記載のない事項は、建築工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標仕事」という。）により、改修標仕事に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」による。

（イ）電気設備工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」による。ただし改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」による。

（ウ）機械設備工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」による。ただし改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」による。

3. 施工場所

千葉駅

4. 施工箇所及び寸法

別添【多機能トイレ整備詳細設計】【トイレ改修工事（洋式化）詳細設計】【工事内訳書】を参照すること。

5. 施工方法

別添【工事内訳書】に従うこと。

工事期間中は、営業時間帯の当該トイレの使用停止を可能とする。

6. 使用材料

別添【工事内訳書】に従うこと。製品は、特記されたもの又は、同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。

7. 安全対策

別添【作業安全事故防止マニュアル】に従うものとする。

8. 監督員の立ち会い

監督員が立会を指定した事項については、監督員の立会のもとに行わなければならない。

9. 書類の提出

施工にあたっては次の書類を提出すること。

施工前

1. 現場代理人届
2. 主任技術者届
3. 工事着手届
4. 工事工程表
5. 施工計画書（3部及び電子データCD-ROM）

完成後

1. 工事完成届
2. 目的物引渡書
3. 工事完成報告書（3部及び電子データCD-ROM）
4. マニフェスト
5. その他監督員が指示するもの